平成２５年（フ）第１６４３号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘１棟418号
債務者　前田　真弓
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６９６号
名古屋市港区宝神町字元美1312番地の２
債務者　ガレージアイランドこと　佐野日出夫
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７１２号
愛知県尾張旭市東大久手町３丁目10番地９
債務者　龍　　英治
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９３５号
愛知県北名古屋市高田寺北の川51番地
債務者　古山　誠一
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１２号
岡山県総社市真壁1175番地６
債務者　吉岡　紀子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
福岡県大牟田市昭和町330番地２
債務者　江越　　玲
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第６３号
福岡県大牟田市大字櫟野2860番地１　未来Ｉ101号
債務者　後田　清美
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第８２号
栃木県佐野市田沼町1121―２エレヴァートピアＥ202号室、住民票上の住所栃木県佐野市出流原町926番地３
債務者　石塚　義一
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第４９２号
岡山市北区兵団４番14号
債務者　金谷　順二
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０２号
岡山市中区海吉４番地２サンコーポⅡ海吉201号
債務者　廣戸　淳夫
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３７号
岡山市北区船頭町72番地
債務者　奥原　健司
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止の取消決定確定等

平成２５年（ソラ）第３００９号（原審名古屋地方裁判所平成２５年（フ）第８２３号）
名古屋市東区泉１丁目23番37号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市西区那古野１丁目18番23号
破産者　株式会社リセリング
代表者代表取締役　山村　裕也
上記破産事件について、下記２のとおり取消決定が確定したので、併せて３及び４の事項を定める。
1　主文　原決定主文（破産廃止決定）を取り消す。廃止申立てを棄却する。
2　決定確定日　平成25年10月24日
3　破産債権届出期間　平成25年12月２日まで
4　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２５年（フ）第９０号
茨城県坂東市辺田521番地２
破産者　和孝建設株式会社
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１２２号
埼玉県越谷市大字弥十郎567番地９
破産者　有限会社三島
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２３号
茨城県桜川市岩瀬2616番地
破産者　株式会社岩瀬農場
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２号
東京都八王子市旭町４番25―1102号
破産者　國田　泰利
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３２１号
東京都府中市日新町２丁目26番地の20
破産者　松本やよい
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部